

改正

平成10年3月24日議決

平成23年10月24日東京都板橋区議会規則第1号

平成29年2月22日東京都板橋区議会規則第1号

東京都板橋区議会傍聴についての規則

第1条 板橋区議会の議事を傍聴しようとする者は議会事務局から傍聴券を受取り、これに自己の住所氏名を記入の上会場受付係に示し、係員の指示する席に着くものとする。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを議会事務局に返還しなければならない。

一部改正〔平成10年議決〕

第2条 傍聴人多数でその席に入ることができない場合は、傍聴をことわることがある。

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器の類を携帯した者
- (2) 酒気を帯びた者
- (3) 異様の服装をした者

一部改正〔平成23年議会規則1号〕

第4条 傍聴人は、いかなる場合にも議場に入ることはできない。

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 傘の類を携帯してはならない。
- (2) 飲食又は喫煙してはならない。
- (3) 議員の発言に対し批評を加え又は可否を表してはならない。
- (4) 騒ぎたて議事を妨害してはならない。
- (5) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 携帯電話及びパソコン等の情報通信機器の電源を切らなければならない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

一部改正〔平成10年議決・23年議会規則1号・29年議会規則1号〕

第6条 この規則に違背した者に議長は退場を命ずることがある。

第7条 議長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは傍聴人は速かに退場しなければならない。

付 則

- 1 この規則は、議決の日から施行する。
- 2 昭和20年3月28日議決東京都板橋区会傍聴人取締規則は、これを廃止する。

付 則（平成10年3月24日議決）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年10月24日東京都板橋区議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。